

令和4年江衛土告示第5号

江戸崎地方衛生土木組合旧ごみ焼却施設解体工事について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和4年11月1日

江戸崎地方衛生土木組合管理者 中 島 栄

記

1. プロポーザルに付する事項

(1) 工事名

江戸崎地方衛生土木組合旧ごみ焼却施設解体工事

(2) 工事期間

本契約の効力を生ずる日から24ヶ月間

(3) 提案上限額

877,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本組合がこの金額で契約することを約束するものではない。

(4) 事務局

〒300-0511 茨城県稲敷市高田424番地

江戸崎地方衛生土木組合

電話 029-892-2841 FAX 029-892-2877・2846

E-mail eiseidoboku@clock.ocn.ne.jp

2. プロポーザル参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 参加者は、複数企業の共同とすること(特定建設工事共同企業体を結成すること。)
- (2) 特定建設工事共同企業体は自主結成方式とする。
- (3) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2構成員(構成員1「代表者」、構成員2「構成員」)によるものとする。
- (4) 代表構成員の出資比率は、最大の出資比率でなければならない。
- (5) 各構成員の出資比率は、30%以上であること。
- (6) 本件の参加において1者が2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (7) 特定建設工事共同企業体の構成

①代表者

次のアからケの要件を満たすものとする。

ア 公告日時点において、令和3・4年度の江戸崎地方衛生土木組合建設工事入札参加資格者名簿・稲敷市建設工事入札参加資格者名簿・美浦村建設工事入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。

イ 令和3・4年度の江戸崎地方衛生土木組合建設工事入札参加資格審査申請・稲敷市建設工事入札参加資格審査申請・美浦村建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において建築一式工事の総合評定値が1400点以上であり、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号の2の別添（改正：平成26年1月10日基発0110第1号））に基づき、国（公社、公団を含む）又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）が発注した一般廃棄物焼却施設の解体工事を元請けとして施工した経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員の場合に限る）。

ウ 特定建設業の許可を有していること。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県及び稲敷市、美浦村の入札参加制限を受けていないこと。

カ 茨城県及び稲敷市、美浦村の定める建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止期間は当該公募の公告日を基準とする。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ク 法人名及び法人代表者において稲敷市、美浦村の市・村税が課税対象となっている場合、当該公募の申請書等の受付期間の最終日において当該市・村税を完納していること。ただし、公告日現在で納期限が到来しているものに限る。

ケ 茨城県内に、建設業法に基づき設置された本店、支店又は営業所を有すること。

②構成員

次のアからクの要件を満たすものとする。

ア 公告日時点において、令和3・4年度の江戸崎地方衛生土木組合建設工事入札参加資格者名簿・稲敷市建設工事入札参加資格者名簿・美浦村建設工事入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。

イ 令和3・4年度の江戸崎地方衛生土木組合建設工事入札参加資格審査申請・稲敷市建設工事入札参加資格審査申請・美浦村建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において茨城県内に本店を有しているものは解体工事の総合評定値が950点以上、稲敷市、美浦村に本店を有しているものは解体工事の総合評定値が600点以上であること。

ウ 特定建設業の許可を有していること。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県及び稲敷市、美浦村の入札参加制限を受けていないこと。

カ 茨城県及び稲敷市、美浦村の定める建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止期間は当該公募の公告日を基準とする。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ク 法人名及び法人代表者において稲敷市、美浦村の市・村税が課税対象となっている場合、当該公募の申請書等の受付期間の最終日において当該市・村税を完納していること。ただし、公告日現在で納期限が到来しているものに限る。

3. プロポーザル関係資料の交付

(1) 資料名

資料1 旧ごみ焼却施設解体工事仕様書及び図面

資料2-① 参加表明書(様式1)

〃 ② 参加者構成概要表(様式2)

〃 ③ 企業概要(様式3)

〃 ④ 参加資格確認調書(様式4)

〃 ⑤ 工事実績調書(様式5)

〃 ⑥ 稲敷市内及び美浦村内本店事業者の活用に対する考え方

〃 ⑦ 技術提案書(様式6)

〃 ⑧ 提案見積書(様式7)

〃 ⑨ 質問票(様式8)

〃 ⑩ 現地見学会申込書(様式9)

(2) 交付期間

令和4年11月2日(水)から11月11日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 交付場所

上記1(4)の事務局

(4) 上記資料については、本組合ホームページからも入手可能。

URL <https://eiseidoboku.or.jp>

4. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 令和4年11月11日(金)午後5時00分までとする。

(2) 提出場所 上記1(4)の事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

(4) 参加の辞退 参加意向申出書を提出した後に辞退を希望する場合は「参加辞退届」を提出すること。

5. 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和4年12月20日(火)午後5時00分まで

(2) 提出場所 上記1(4)の事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

6. 審査

審査方法

プロポーザル提出者について、プロポーザル審査委員会の委員による書類審査を行い、各委員の合計点の上位5社以内を選定する。選定された業者を対象に、プレゼンテーションによる審査及び評価を行う。

(1) 第1次審査(書類審査)

令和4年12月下旬の予定

(2) 第2次審査(プロポーザル審査)

令和5年1月上旬の予定

7. その他

- ① 参加表明書、提案書等の作成に当たっての費用は、事業者負担とする。
- ② 提出された提案書等は、審査後本組合が破棄し返却は一切認めない。
- ③ 提出された提案関係書類は、本組合が必要に応じて複製することがある。
- ④ 提出された提案関係書類は、営業上の秘密に該当する部分があると考えられることから、原則公開しないこととする。
- ⑤ プロポーザルの提出者として選定された者を公表することがある。